

指宿地域交流施設整備等事業に関する実施方針の公表について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により，指宿地域交流施設整備等事業に関する実施方針を別紙のとおり定めたので公表します。

平成 15 年 1 月 14 日

なお，実施方針に関する説明会，質疑等の受付及び回答を次のとおり行います。

1．説明会の開催

- (1) 日 時： 平成 15 年 1 月 28 日（火）午後 1 時 30 分～
- (2) 場 所： 指宿市役所 大会議室
- (3) その他： 参加を希望される方は，指宿市総務部企画課あてに電子メール，郵送，持参又はファクシミリにより平成 15 年 1 月 24 日（金）までに，参加希望書（実施方針に様式を添付）を提出してください。

2．質疑等の受付及び回答

- (1) 質問方法： 内容を簡潔にまとめ，意見書・質問書（実施方針に様式を添付）に記入し提出することとします。
- (2) 受付期間： 平成 15 年 1 月 29 日（水）～ 2 月 7 日（金）
（最終日の締切りは午後 5 時）
- (3) 提出方法： 次の連絡先に電子メール，郵送又は持参により提出することとします。なお，郵送又は持参による場合は磁気データも併せて提出願います。
- (4) 回答方法： 平成 15 年 2 月 25 日（火）までに市のホームページにて回答します。

（連絡先）〒891-0497

指宿市十町 2 4 2 4 番地

指宿市総務部企画課 企画係

Tel：0993-22-2111（内線 222） Fax：0993-24-3826

メールアドレス：nanohana@city.ibusuki.kagoshima.jp